

戦後70年特別企画

「平和」と「憲法」とはどんな関係?

太平洋戦争が終結してから今年で70年。国会では安全保障法制に関する関連法案が審議されるなど平和を脅かす動きが加速しています。

京都生協ではこれまで、一人ひとりが大切にされ、いきいきと暮らせること、自分や家族、地域、そして日本だけでなく、地球上に住むすべての人々が笑顔で暮らせることを願って、平和への学習やとりくみをすすめてきました。

今回は、憲法学・平和学が専門の立命館大学国際関係学部教授・君島東彦(きみじま・あきひこ)さんにお話を伺い、日本の平和のために憲法が果たしてきた役割、これからの世界の平和のために憲法が果たす使命について、一緒に考えてみたいと思います。

平和への決意を込めて制定

多くの尊い命と日々の穏やかな暮らしを奪った太平洋戦争の終結後、戦争への反省と平和への強い決意から「日本国憲法」は生まれました。

「日本国憲法」では、私たち国民が主権者です。政府は、国民に信託されて政治を行なう機関で、国家の活動は憲法に制約されています」と君島教授。その基本原理は、「民主主義」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つ。たとえば、選挙や義務教育、男女平等といった生活の身近なところも、憲法に支えられています。

恒久平和の精神をあらわす「第九条」には、戦争を放棄し戦力を持たず交戦権を認めないと定められています。

君島教授は、「制定当初、第九条への国民の支持は、賛否両論だったと思います。

武力を用いない

平和を目指して

「今も世界の国々では武力によって市民の生活が脅かされています。平和を求める手段が、武力で威嚇するやり方ではないのでしょうか。世界中に武力に頼らない平和を訴えている人は大勢います。日本は、戦後70年もの間、国家の軍事力を抑制してきたことで、世界から尊敬されているんですよ」と君島教授。

そこで大切なのが、あふれる情報を取捨選択する力です。誰もが望む「平和」もさまざまな考えがあります。君島教授も『平和』『平和主義』という言葉でその人は何を意味しているのか考えること。あふれる情報に惑わされることなく、世界や日本で何が起きているかに関心を持つこと、そして学ぶことが必要です。

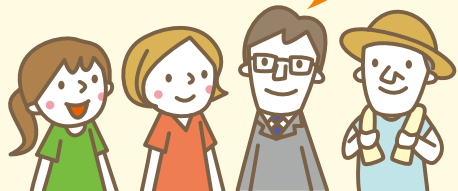
一般市民の関心が、憲法の本質を生かした平和を支える礎となるのではないのでしょうか。



立命館大学国際関係学部 君島 東彦 教授

憲法はだれのためのもの?

憲法とは、国の基礎となるルールのことです。明治時代に施行された「大日本帝国憲法」は、天皇を主権者とし、国の統治者、元首、軍の最高責任者と定めていることが特色です。一方で、「日本国憲法」は、国民主権が大原則。国民の権利や自由を守るために、国がやってはいけないこと、国がやるべきことについてまとめられています。



主役は私たち



しかし、朝鮮戦争の勃発にともなう日本再軍備の動き、アメリカ政府と一部の政治家による憲法改正の主張に接した国民は、それに反対することによって、憲法を自分たちのものにしていったのではないかと思えます」と。

「日本自ら作ったものでない」と表現されることのある日本国憲法も、時代の中で私たち国民のものとしてしっかりと根付いていきました。

平和は誰かがあたえてくれるものではなく、私たち一人ひとりがつくっていくものです。平和への大切さを学び、平和を願う人々の輪を広げていくためには、学び、広げることを積極的に取り組んでいきましょう。

日本は世界平和度指数第8位

世界162カ国を対象にした「2015年平和度指数」では、日本は8位。ヨーロッパ各国に交じってランクイン。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1位 アイスランド | 6位 フィンランド |
| 2位 デンマーク | 7位 カナダ |
| 3位 オーストリア | 8位 日本 |
| 4位 ニュージーランド | 9位 オーストラリア |
| 5位 スイス | 10位 チェコ |



この平和度指数は、イギリスのエコノミスト紙が24項目にわたって調査・分析。国内紛争や治安の悪化、軍事力強化など平和維持への不安要素が大きいほど指数は高くなり、順位が下がるというもの。